広島県選挙管理委員会告示第四十七号

運動に関する支出の金額は、次のとおりである。 和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙 平成二十一年八月三十日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭

平成二十一年八月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

第	第	第	第	第	第	第	選	
七	六	五	四	三	<u>-</u>	_	挙	
区	区	区	区	区	区	区	区	
1四、七三1、〇〇〇円	二四、〇七七、四〇〇円	二三、二〇八、七〇〇円	二三、五一四、一〇〇円	二四、三七〇、四〇〇円	二四、九七七、七〇〇円	二三、七八〇、五〇〇円	金	D. 县屿浅兰省野乡夏之乡夏县 一杯
							額	2
								<u> </u>
								禾